平成２９年（フ）第２３５８号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番６－1404号
債務者　武上　和子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４２７号
大阪市東淀川区井高野２丁目５番８号井高野中央ビル300号、前住所大阪府摂津市別府３丁目15番１－302号
債務者　藤田　克紀
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３５号
岡山市中区乙多見79番地10
債務者　松田　高広
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６号
長崎県佐世保市黒髪町１番５号　メゾンＭ－Ｉ－Ｃ号
債務者　森　比呂志
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
長崎県西海市大島町1321番地３
債務者　林　　正夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１２５１号
横浜市港北区篠原北１丁目10番38号　藤原ハイツ103
債務者　浅木友紀彦
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２５号
東京都羽村市神明台３丁目８番地４
債務者　田端美和子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２２７号
横浜市戸塚区原宿４丁目46番14号
債務者　伊藤杏沙美
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７６号
横浜市鶴見区本町通３丁目163番地12　吉澤マンション202
債務者　神里光栄こと　カンサト　タカエスネストル
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８９号
横浜市青葉区鴨志田町512番地　市営鴨志田住宅２棟302号
債務者　二階堂悦子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２０２号
横浜市戸塚区舞岡町76番地　寿荘101号
債務者　八木千恵子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８３号
横浜市青葉区すみよし台15番地１　ＭＳヴィラ１Ｂ
債務者　新城　秀太
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４４号
山口県柳井市柳井1574番地13
破産者　株式会社エム・オン
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３１５号
静岡県浜松市東区大瀬町518番地
破産者　黒川　成子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　債権届出がすべて取り下げられ、破産手続を続行する必要がないため、職権により破産手続を終結する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２８年（フ）第１０４号
山口県下松市南花岡５丁目11番26号
破産者　長弘　勇希
1　決定年月日　平成29年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部